

令和元年10月3日  
林野庁  
近畿中国森林管理局

## 近畿中国森林管理局管内における緊急応急対策工事公募者名簿について

近畿中国森林管理局では、災害発生時の被害の拡大防止や二次災害の発生を防止する観点から、管内の国有林において緊急的な応急工事を実施する必要があるため令和元年8月26日より緊急応急対策工事の対象者を公募しました。

その結果、要請対象者として、別紙「緊急応急対策工事公募者名簿」を公表します。

なお、緊急応急対策工事は、災害発生の都度、名簿の中から見積書を徴収した上で、契約するものであり、本名簿の掲載をもって契約を約束するものではないことを申し添えます。

不明な点等ございましたら、下記担当まで御連絡願います。

### 【担当】



〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号  
林野庁 近畿中国森林管理局 計画保全部 治山課  
災害対策専門官 澤井 孝仁  
電話 : 06-6881-3492  
FAX : 06-6355-2758

## 緊急応急対策工事公募者名簿

対象者 (法人名)	住所	代表者氏名
株式会社大成和	富山県氷見市阿尾650番地4	干場 正経
支店	石川県金沢市浅川町イ198-1	
株式会社慶伊組	石川県白山市木滑ト16番地	谷端 正宗
株式会社山崎組	石川県白山市尾添イ55番地	山崎 貴文
竹腰永井建設株式会社	石川県白山市白峰二164番地1地	小田 徹
株式会社山内建設	福井県大野市月美町5番19号	山内 勝司
八峯建設株式会社	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂3-80-1	菅原 浩
株式会社宇城組	三重県熊野市五郷町寺谷746番地の4	宇城 哲也
ハマダ建設株式会社	三重県北牟婁郡紀北町相賀1603番地の1	濱田 欣哉
株式会社岡本組	三重県北牟婁郡紀北町上里45-2	岡本 一彦
別府建設株式会社	三重県四日市市小林町3018-10	谷垣 武志
株式会社目片工務店	滋賀県大津市北大路一丁目7番15号	佐々木 博樹
森本建設株式会社	滋賀県高島市マキノ町浦34番地	森本 伊平
櫻井工業株式会社	京都府舞鶴市宇余部下961-4	櫻井 一平
株式会社今井組	京都府京都市北区上賀茂朝露ヶ原町15番地	今井 靖一
株式会社野村造園土木	京都府京都市右京区嵯峨大沢柳井手町26番地の6	野村 美紀
株本建設工業株式会社	兵庫県美方郡新温泉町芦屋338-1	株本 寛
支店	兵庫県豊岡市昭和町4番22号	
営業所	兵庫県美方郡香美町村岡区鹿田106番地の1	
中一建設株式会社	兵庫県姫路市夢前町寺112番地	中川 勝
株式会社松本工務店	兵庫県宍粟市賀賀町上野190番地1	松本 真人
山一建設株式会社	奈良県吉野郡十津川村大字出谷229番地	千葉 一二三
太田建設株式会社	奈良県吉野郡十津川村小原315-2	太田 知一
福建工業株式会社	奈良県吉野郡天川村栃尾377番地	福本 由起子
紀伊建設株式会社	和歌山県伊都郡九度山町中古沢299番地	長田 友恵
株式会社泉組	和歌山県田辺市本宮町伏拝942番地の1	泉 巖
株式会社松原組	和歌山県新宮市浮島5番28号	松原 重充
株式会社藤原組	鳥取県鳥取市千代水一丁目17番地	藤原 正
内田建設株式会社	島根県鹿足郡津和野町枕瀬545番地1	内田 勝久
森安建設株式会社	岡山県勝田郡奈義町柿4番地の1	川村 祐三
杉岡建設株式会社	岡山県新見市新見368番地の4	杉岡 裕男
株式会社佐々木組	岡山県新見市上市1149-1	佐々木 秀臣
株式会社斉藤組	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内360	斉藤 哲也
有限会社佐々木組	広島県広島市佐伯区五日市中央7丁目4番25号	佐々木 義夫
廣濱建設株式会社	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀1522番地1	米田 祐司
沼田建設株式会社	広島県広島市安佐北区可部三丁目3番30号	沼田 聖
株式会社井原組	山口県山口市徳地堀1981番地4	井原 昌二

## 近畿中国森林管理局管内における緊急応急工事の公募

令和元年8月26日

近畿中国森林管理局長

### 1. 趣旨

災害発生時の被害の拡大防止や二次災害の発生を防止する観点から、近畿中国森林管理局管内の国有林において緊急的な応急工事（以下「緊急応急工事」という。）を実施する必要があるため緊急応急工事の対象者を公募するもの。

### 2. 要請対象者（公募対象者）

緊急応急工事の要請対象者は、近畿中国森林管理局管内（以下「局管内」という。）における当該年度を含む一般競争参加資格有資格者に設定され、局管内において過去15年の間に治山工事・林道工事を実施した実績を有する者等とし、申込書をもって緊急応急対策工事公募者名簿に登載された者（以下「要請対象者」という。）とする。

詳細については、4. 公募方法のとおり。

### 3. 緊急応急工事の内容（公募対象工事）

局管内で想定している緊急応急工事の主な内容は、二次災害の防止又は保全対象に対する支障を防止するために行う工事で、大型土のう積工、流出・崩壊した土砂の撤去、流木除去、施設の応急補強、林道等における仮復旧、または土石流安全対策工等の対策及びそれぞれの対策に係る仮設工事である。

### 4. 公募方法

下記の参加資格がある者が様式1「緊急応急工事公募申込書」及び様式2「参加資格確認資料」を提出し、緊急応急対策工事公募者名簿に記載されたことをもって要請対象者となる。

なお、緊急応急対策工事公募者名簿は、近畿中国森林管理局ホームページに公表する。

#### (1) 参加資格

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 近畿中国森林管理局における平成31・32（令和元・2）年度に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再確認を受けた者を除く。）でないこと

エ 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

同種工事：① 治山事業における溪間工事又は山腹工事

② 治山事業における保安林管理道（資材運搬路、基幹作業道を含む。）開設工事

③ 林道事業における林道（林業専用道等）の新設・改良工事

なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が65点以上のものに限る。

オ 公募に参加しようとする者に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

A 親会社と子会社の関係のある場合

B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、Bについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

A 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

B 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

その他、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、局管内に所在すること。また、共同企業体として申込書及び確認資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ク 以下に定める届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。）でないこと。

A 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

B 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

C 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

## （2）公募の期間及び場所

ア 令和元年 8 月 26 日～令和元年 9 月 17 日 17：00 まで

イ 別紙の様式 1 「緊急応急工事公募申込書」及び様式 2 「参加資格確認資料」を近畿中国森林管理局計画保全部治山課に提出（郵送可）

ウ 照会窓口 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75

近畿中国森林管理局計画保全部治山課 災害対策専門官

電話：06-6881-3492

## 5. 参加資格の確認等

### （1）確認資料等

本公募の参加希望者は、上記 4（1）に掲げる競争参加資格を有することを証明する次の確認資料を提出し、確認を受けなければならない。確認の結果は、緊急応急対策工事公募者名簿で確認すること。

ア 一般競争参加資格

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等を添付すること。

イ 同種工事の施工実績(様式2)

上記4(1)エに掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式2に1件記載すること。

様式2の確認資料として、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

なお、様式2の施工実績に記載した同種工事が、平成17年10月1日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

必要書類が添付されていないものについては、参加できないので留意すること。

ウ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等。)を添付すること。ただし、ア「資格確認通知書」の写しで確認できる場合は省略可とする。

また、支店又は営業所がある場合には、様式2にその住所を記載し、併せてその住所を確認できる資料を添付すること。

エ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出(届出の義務がない者を除く。)をしていることが確認できる総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を添付すること。

オ その他

上記4(1)ア、ウ、オ、キの参加資格については、申込書に参加資格を満た

していることを誓約の上、申込みすること。

(2) 参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は自由)により緊急応急対策工事公募者名簿を公表した次の日から行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く7日以内に説明を求めることができる。

6. 緊急応急工事相手方の選定方法

緊急応急工事の実施にあたっては、次による手順に従って相手方を決定する。

(1) 緊急応急工事公募者名簿から、下記のア又はイの条件が、緊急応急工事予定箇所から直線距離にして最も近い者から順に要請を行ったうえで、対応可能な者(以下「選定候補者」という。)を1者選定

ア 本社、支店等の所在地

イ 局管内森林管理署等の発注する治山工事・林道工事のうち実行中の工事箇所

(2) 選定候補者に緊急工事対応依頼(メール)により、災害状況及び工事内容を明示して対応確認を行うので、メールにて回答すること。

(3) 選定候補者が対応可能な場合は契約手続きに移行し、選定候補者が対応不可の場合は次に上記6(1)の距離が近い選定候補者を選定する。

(4) 上記(2)の回答時、配置予定の主任技術者又は監理技術者について、該当する森林管理署等に、次に掲げる基準を満たしていることがわかる資料(様式3)も併せて提出すること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

① 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者

② 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。

③ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

- ④ 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（森林土木）の資格を有する者

イ 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用できるものとする。

なお、この場合において、一の主任技術者が管理できることができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

ウ 監理技術者が必要になる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ① 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ② 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格証及び指定講習受講修了証を有する者。

エ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出日以前において 1 日以上）があること。

オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。

## 7. 契約手続

緊急応急工事は、配置予定技術者の確認後、選定候補者の中から対応可能との回答を得た選定候補者を契約予定相手方として見積り合わせを行い契約する。この場合、国有林野事業工事請負契約約款に基づく契約とする。

なお、緊急応急対策工事公募者名簿に記載された者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合等、見積り合わせ時に参加資格を失効していた場合は契約締結しないこととする。

## 8. 名簿有効期間

登録された名簿の有効期間は、令和 2 年度末までとする。ただし、事情により



緊急応急対策工事公募者名簿から削除を必要とする場合は随時受け付けるものとする。

#### 9. 総合評価落札方式の評価加点措置

上記8.に掲げる期間において、局管内の森林管理署等における緊急応急工事を実施した場合、応急工事が完了した時点から2年間、総合評価落札方式における「企業に関する事項」のうち「地域貢献度」における加点の対象とする。

(様式1)

## 緊急応急工事公募申込書

件名：近畿中国森林管理局管内における緊急応急工事の公募

標記業務の要請対象者の選定に、別紙1の暴力団排除に関する誓約事項に該当しないことを誓約のうえ、下記の書類を添えて申込みします。

なお、4. 公募方法(1)アからクの参加資格を満たしていること並びに下記の添付書類の内容については事実と相違ないことを併せて誓約します。

### 記

- 1 公募4.(1)イに定める一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し
- 2 公募4.(1)エに定める同種工事の施工実績を記載した書面(様式2、添付資料)
- 3 公募4.(1)カに定める本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(1「資格確認通知書」の写しで確認できる場合は省略可。)
- 4 公募4.(1)クに定める社会保険等加入状況の届出が確認できる資料

令和 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住所

法人名

代表者名

印

緊急応急工事要請先：担当者名

電話番号

メールアドレス

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 66 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

(様式 2)

同種の工事の施工実績：

項 目		
工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月から平成 年 月
	受注形態等	単体／共同企業体 (出資比率)
	CORINS 登録有無	有 (CORINS 登録番号)      無
工 事 概 要 等	工種	
	規模・寸法	
備 考		

(備考) 平成 16 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、完成、引渡しを完了した同種工事の中から、代表的なものを 1 件記載する。

支店又は営業所がある場合

支店名又は営業所名	住所

※用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(様式3)

## 配置予定の技術者の状況

件名：近畿中国森林管理局管内における緊急応急工事の公募

標記業務の要請対象者の選定に、別紙1の暴力団排除に関する誓約事項に該当しないことを誓約のうえ、下記の書類を添えて申込みします。

なお、公募6. 緊急応急工事相手方の選定方法(4)の参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 公募6.(4)ア に定める配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し等
- 2 公募6.(4)イ 配置予定技術者の他の工事の状況

申他 請の 時工 に事 おの け状 る況	氏名		
	工事名		
	発注機関名		
	工期	令和 年 月から令和 年 月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
	本工事と重複する 場合の対応処置	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から後 片付け開始予定のため本工事に従事可能	
CORINS 登録の有無	有(CORINS 登録番号)・無		

- 3 公募6.(4)ウ 監理技術者が必要になる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し等
- 4 公募6.(4)エ 申請者が直接雇用していることが確認できる書類(健康保険証の写し等)
- 5 公募6(4)オ 本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料(建設業許可申請の際に提出している「専任技術者一覧表」、「専任技術者証明書(変更届けを含む。)」の写し等)

令和 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住所

法人名

代表者名

印